

「第 5 次那覇市地域福祉計画・第 3 次那覇市地域福祉活動計画(案)」

に関する市民意見募集の実施結果について

「第 5 次那覇市地域福祉計画・第 3 次那覇市地域福祉活動計画(案)」について、市民のみなさまのご意見を募集したところ、以下のご意見をいただきましたので、那覇市市民意見提出に関する要綱第8条に基づき、本市の考え方とともに公表いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

1. 意見募集期間 : 令和 6 年 1 月 23 日(火)～令和 6 年 2 月 22 日(木)
2. 意見件数(提出者数): 41 件(5名) ※内容が重複するご意見は、整理しまとめています。
3. 意見概要及びご意見に対する考え方: 以下のとおり

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
1	全体	数字の半角表記と全角表記が混在している(以下の行頭は計画書から文言コピーしている)。行政文書の慣行に沿うかたちでいいので、表記をそろえてもらいたい。	改めて確認し修正いたしますが、使用フォントの特性により、全角と半角の判別がつきにくい場合がありますことをご了承ください。 貴重なご意見ありがとうございます。
2	全体	令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども大綱」の基本的な方針を反映させた方が良い。 また、那覇市の子どもの数の減少に対する対策を考えていく必要があると思われる。	本計画は、多様な推進主体との連携・協働により「支え合い(共助)」のしくみを創るための指針を示す福祉分野全体の総合的な計画であり、基本的な方向性等については整合性を保つこととしています。 なお、こども大綱については、各市町村が大綱を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努力義務があり、本市においては、令和 7 年度に少子化対策計画等も包含した「(仮称)那覇市こども計画」の策定を予定しています。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
3	P4 (3) 計画の期間	子ども・子育て支援事業計画の第3期が 2024 年からとなっているが、2025 年からはではないか。	「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」の始期が誤っていましたので、ご指摘のとおり修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
4	P5 (4) 第 4 次那覇市地域福祉計画・第 2 次那覇市地域福祉活動計画の取り組み状況	第4次計画について「取り組みは順調」、第2次活動計画については「おおむね順調」と書かれているが、評価のもとになった資料を確認できないので妥当性を判断できない。県内の他自治体では毎年点検評価を行って結果を公表しているところもあるので、次年度から取り組み状況の公表に向けて検討してもらいたい。	計画の進捗状況については、ホームページ等での公開を予定しています。 貴重なご意見ありがとうございます。
5	P6 (1) 支え合いの概念	この図は前回なく、今回挿入したと思われるが、その意図は何か。また、「近助」とは初めて聞く概念である。互助と何が異なるのか。 近助（互助）と公助が重なる領域に「〇ボランティアや住民組織の活動への公的支援」とあるが、これはどう理解したらよいか。公的資金が入っているということであれば社会保険にも公費が相当入っている。	概念図は、支え合いの認識を共有するために追加しています。 また、「近助」は、「第 5 次那覇市総合計画」で使用されている表現であり、「共助よりもより身近な地域で思いやりや譲り合いの心を基本にした自然に出てくる助け合い」を指しており、本計画では「互助」と同様の意味で使用しています。 近助（互助）と公助が重なる領域は、高齢者のチャージんじゅうポイント制度や那覇市地域福祉基金等を想定しています。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
6	P7 (3) 成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画	成年後見制度は、権利擁護支援が必要な方の支援に重要な制度ではあるが、この制度が万能ではないことから、単に制度の利用促進にならないよう、国の2期計画では見直されている。以下のように修正できないか。 「成年後見制度利用促進基本計画」は、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援が必要な住民を早期に発見するために、「近助（互助）」「共助」「公助」のネットワークによって支えとともに、権利擁護支援策の重要な制度として基本計画を定め推進するために、独立した章として位置づけます。	ご意見を踏まえ、ご指摘の内容に修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
7	P10 ③中圏域（18圏域）	計画を機動的かつ力強く推進していくためには、社会福祉協議会のCSW、相談室設置数、コーディネーター数などの配置人数を可及的速やかに増やしていく必要があると思われる。 CSWの確保について、「将来的」に中圏域（18圏域）に1名という先の明確ではない計画ではなく、5カ年計画の中で実現すべき数値目標であると考えます。	本市では、今後、CSWの担うべき役割を明確化する予定としており、その過程においてCSWの適正配置にも努めていく予定です。CSW増員の必要性については認識しているものの、5年間で中圏域（18圏域）に1人のCSWを配置することについては、現時点での計画への位置付けが困難であると考えており、P7に追加予定の評価指標において、令和10年度までに9人とする予定です。なお、ご意見をいただいた部分については、取り組みの推進のため、一部修正のうえ、P32、2-1-(4)の市の取り組みへ移動いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
8	P17 7. 施策の体系	目標と施策はどういう関係か。また、施策レベルの1-1と、その下の1-1-1(1)はどういう関係か。	「目標」は、地域福祉を進めるための目標、「施策(1-1)」は、目標を実現するための方向性、「1-1-1(1)」は取り組みの基本的な考え方となります。また、1-1-1(1)に各課の取り組み、関係課が連携しながら進める取り組みを整理しています。 貴重なご意見ありがとうございます。
9	P18～ 第3章 社協の目標値等	内容がいわゆるアウトプット指標であり、進捗管理の参考にはなるが、本来の目的(アウトカム)ではない。取り組みの成果として何をめざすか、アウトカムをどう測るか(必ずしも数値に限らない)を検討してもらいたい。 また、記載が見られないが、行政の施策に関する指標は設定しないのか。	【社会福祉協議会の目標値について】 アウトカム評価としましては、アンケートを用いた調査や各事業でのワークショップ、地域福祉懇談会等において、市民の声を基に評価していきたいと考えています。 【行政の施策の指標について】 行政の施策に関する評価指標については、P7に追記いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
10	P20、P24 なはこどもの居場所ネットワーク加入の子どもの居場所数	子どもの居場所・子ども食堂を、この5年間で約20カ所設立する計画には積極的なものを感じているが、その設置場所の分布状況を見ると、子どもの居場所・子ども食堂が1カ所もない小学校区もある。定量的目標だけでなく、定性的目標も設定する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、取り組み内容を一部修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
11	P22 1-2-(1)自治会・地域コミュニティ活動の活性化支援	「地域独自の活動に対する助成の検討を行うなどの支援に取り組めます」と書かれているが、昨年の助成事例を書き込めないか。助成事例が示されることで、関係者の激励や奮起を呼び起こすとともに、自治会空白地域等にとっても地域活動への参加につながる可能性が期待できる。	今後、計画の進捗状況について、ホームページ等での公開を予定していますので、前年度の助成事例についても、公開が可能か併せて検討いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
12	P22 1-2-(1)自治会・地域コミュニティ活動の活性化支援	「役員や自治会活動の担い手不足が大きな課題」とあるのに、市や社協の取り組みの中に対応する事業が見当たらない。不足の原因について市民アンケートや関係団体ヒアリングで把握されているのか。一部自治会で行われている ICT や SNS の活用などが負担軽減策と考えられるので、ICT 普及など取り組みを検討してもらいたい。	本市では第二次大戦後、復興が急速に進む中で、流入人口の多かった地域、特に本庁地区と真和志地区では、自治会の組織化が進まず、自治会未組織地域が多い（自治会加入率が低い）状況となっています。また、既存の自治会においては役員の高齢化が進んでいるものの、新たな会員の加入が少ないため、世代交代が行われなまま現在に至っているのが現状です。 ICT や SNS の活用については、一部自治会（地区）において、自治会と行政、また自治会間での相互の連絡についてデジタルツールを活用し、効率よく進めようとする動きがあり、その支援を行っております。ご意見を踏まえ、SNS 等の活用支援を行う旨を追記いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
13	P25 1-3-(2)ひとにやさしいまちづくりの推進	「すべての人々が日々の生活を安全で安心して過ごしていくことができるよう、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます」とあるが、この2～3年に取り組まれた事例を記載できないか。 どのようなものがユニバーサルデザインとなって実現されたかは、障がいのある方や高齢者などの当事者だけでなく全ての市民にとっての関心ごとだと考えられる。	今後、計画の進捗状況について、ホームページ等での公開を予定していますので、前年度の助成事例についても、公開が可能か併せて検討いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
14	P25 1-3-(2)ひとにやさしいまちづくりの推進	「那覇市バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザインを推進します。」、「ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。」のどちらも具体性を欠き、進行管理の際に担当課が何を書いたらいいか困ると思われるため、具体的にどのような場面でどういう働きかけを担当課がするのか調整のうえ内容を改めてもらいたい。	ご意見を踏まえ、取り組み内容を一部修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
15	P26 1-3-(3)居住の確保に配慮を必要とする世帯への支援	県は各自治体で居住支援協議会をもつよう促している。協議会について検討しているのであれば、その旨を取り組みに書いてもらいたい。	本市における居住支援協議会の設置については、令和6年度に実施する住生活基本計画の改定作業において、その効果や課題を整理しつつ、位置づけを検討していく予定となっています。 なお、居住の確保に配慮を必要とする世帯への支援として、本市においては、高齢者、障がいのある方への相談・支援を実施しており、また、生活困窮者についても令和6年度より開始する予定となっています。 貴重なご意見ありがとうございます。
16	P29 2-1-(1) 包括的相談支援体制の構築	多機関調整員（仮称）や多機関調整管理者（仮）を配置されとのことだが、どのような職員が配置される見込みなのか（正規職員か会計年度任用職員か、専任か兼任かなど）。また、「複合的」とみなされたケースがこれらの職員に丸投げされる懸念がある。そうならないための研修会などは行っていくのか。	職員配置については、正職員の配置を予定しています。また、「複合的」とみなされたケースについて、関係課・関係機関と連携しながら取り組むこととしています。 貴重なご意見ありがとうございます。
17	P31 2-1-(2) 社会とのつながりづくり支援（参加支援）	「既存の福祉制度の枠組みから漏れてしまいがちな人」とは、具体的にどういった人を念頭に置いているのか。この取り組みを行えたかどうかや、その成果をどう判断する想定なのか。	「既存の福祉制度の枠組みから漏れてしまいがちな人」は、例えば障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない、ひきこもり状態の方等を想定しています。また、取り組みの成果については、複合課題ケース検討会議等において情報を共有し、支援につながったか等により確認することになると考えています。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
18	P32 2-1-(4)コミュニティソーシャルワーカー育成と確保	「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）におけるアウトリーチの強化（再掲）」、「社協における相談機能の充実（再掲）」とあるが、これらと「コミュニティソーシャルワーカー育成と確保」がどういう関係にあるのか分からない。再掲された取り組みが「包括的相談支援体制の構築」の具体的な内容ということは理解できるが、ここで再掲となる必要性はないと思われる。	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割を考えた時に、個別支援と地域支援の一体的支援があります。CSW を適正配置し、関係機関や多職種と連携を図りながら解決に向けた仕組みづくりは重要なことから、位置付けをしています。 貴重なご意見ありがとうございます。
19	P36 2-2-(2)利用者のニーズに合ったサービスの充実	「庁内関係課・関係機関等の事業内容やサービスについて情報共有を図り、できる限り円滑に適切なサービスへつないでいきます。」とあるが、内容の抽象度がその前の文章と変わらない。進行管理の際に担当課が何を書いたらいいか困ると思われるため、具体的にどのような場面でどういう連携を各課がするのか検討のうえ内容を改めてもらいたい。	ご意見を踏まえ、取り組み内容を一部修正いたします。
20	P40 3-2-(1)活動拠点の確保	3-2-(1)活動拠点の確保 保有公共施設の有効活用や民間施設の利用も大切だが、こうした施設のない地域の活動や交流の場所として、市内の公園を地域で積極的に活用していく施策と環境づくりが必要ではないか。	公園も公共施設に含まれますので、公園も含め有効活用を図ってまいります。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
21	P41 3-2-(2)世代を超えて誰もが気軽に集える「場」づくりの支援	「長期間利用されていない空き家について、地域住民の交流の場などとして利活用等を促します。」とあるが、空き家を家主の理解・協力を得ながら、地域の人々の「居場所」としてリノベーションできないか。	空き家の実態等を踏まえつつ、リノベーションを含めた利活用についても所有者等へ促していく予定としています。 貴重なご意見ありがとうございます。
22	P41 3-2-(2)世代を超えて誰もが気軽に集える「場」づくりの支援	「各事業を通じて、世代を超えてつながれる「場」や「機会」づくりを支援します。子どもの居場所やサロンを通して世代間交流を図ります。」と示されているが、それぞれの居場所は、それぞれの目的や対象がほぼ限定されており、そこでの世代間交流は困難な面があると思われる。技艺の交流やプレイゲーム（ボッチャ、グランドゴルフ等）の小さな大会など、企画や運営面でも互いに協力しながらの活動を、新たな場の創設も含め検討していく必要があると思う。	現在、那覇市社会福祉協議会で取り組んでいる「ふれあいいきいきサロン」では、高齢者や障がいのある方、子どもまで参加形態は限定していませんので、サロンの居場所を広げていく予定です。また、子どもの居場所や高齢者の居場所等のふれあいデイサービス事業も含めた世代間交流を目的としたイベントを考えていきます。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
23	P42 3-3-(1) 地域における見守り活動の推進	「見守り活動」が、地域との結びつきの弱い人や困難を抱えている家庭を包み込んでいく取り組みにどれくらいつながっているかの調査・検証が必要と思われる。 また、地域における見守り活動は、意識的に見守りの対象者に関わる活動と、地域の行事や文化・芸能・スポーツなどで住民同士の関係を築いていく活動の二つの歯車がかみ合って動くことで、見守る側と見守られる側という関係を超えた、個が尊重された協働や支え合いが生まれてくるように思われる。	取り組みに基づく効果の検証は難しい面もありますが、地域との結びつきの弱い方や困難を抱えながらも支援につながっていない世帯について、様々な関係者や関係機関との連携により把握に努めるなど、包括的な支援体制の構築を進めてまいります。 貴重なご意見ありがとうございます。
24	P45～ 第4章 2. 成年後見制度の利用状況 3. 具体的な取り組み	基本計画について、全国の利用状況、那覇市の利用状況は資料編にあり、すぐに 3. 具体的な取り組みの計画となっている。なぜ成年後見利用促進なのかの課題分析が表現されていない。ニーズ調査などは那覇社協が実施していたようにも感じるが、消費者被害や虐待事例、金銭管理の必要な方や、孤立等の世帯、身寄りのない方などのニーズにこたえる必要があるなどの一文が入っていた方が、必要性が伝わると考える。	ご意見を踏まえ、資料編にある本市の関連データを移動するとともに、本市における成年後見制度の利用者数のデータを追加いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
25	P46-47 2. 成年後見制度の利用状況	資料編にある、那覇市における成年後見制度等の利用状況をこちらに掲載してもらいたい。全国の動向はむしろ資料編にまわしてよいと思われる。	ご提案を踏まえ、資料編のデータを移動し掲載いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
26	P48 目標Ⅰ 尊厳のある本人らしい生活の継続支援	人権教育や人権擁護、虐待防止・対応と、成年後見に関する内容が混在している。実際には成年後見制度の利用促進の文脈で使われる用語（権利擁護支援センターや意思決定支援など）が、成年後見制度から離れて、ひろい意味で捉えられるようになっている。施策体系を改めて整理したほうがよいと思われる。	広く権利擁護を含む内容として位置づけを行っておりますので、原案通りといたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
27	P48 Ⅰ-（２）相談体制の充実	社協の取り組みにある「権利擁護支援体制の構築」は施策レベルの項目であり、取り組み内容ともマッチしていないように思われる。	ここで示している権利擁護は、広義的な捉え方だと誤解が生じる懸念がありますので、現在実施している事業を示す内容となるよう、文章の表現を修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
28	P50 目標 2	図表が挿入されているが、上段の図の左側の表現として、成年後見制度利用 前段階とあるため、利用開始時、利用後、と続くのかと思ったが記載がない。計画として前段階をまずは充実させることからということであれば、そのような表現があってもよいのではないか。利用開始前という表現は、2期計画から強調されているように認識している。 下段の図は、P55 にも同じものが表示されており、もったいないように感じる。厚労省の権利擁護支援の両手でネットワークを支えている図が、タイトルからして良いのではと感じる。	ご意見を踏まえ、①成年後見制度の利用前、②申立の準備から後見人の選任まで、③後見人の選任後、の3つの場面を表現するため、内容の修正および追加をいたします。 また、権利擁護支援のネットワークを両手で支えている、厚生労働省の図を追加いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
29	P52 3-(1) 地域連携ネットワークの構築	協議会の設置や中核機関の設置について、工程表のようなスケジュールが示せたら、より具体的で進むのかと感じる。6年度は準備会もしくは、中核機関としての相談窓口を設置するなどし、7年度本格運用もしくは委託開始などが示せたら良いのではいか。	協議会や中核機関設置について、現時点で具体的なスケジュールをお示しすることは困難なため、原案の記載のとおりといたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
30	P60 1- (1) 「社会を明るくする運動」の理解促進	「市報・ホームページ等を通じ広く理解促進に努める」といった具体的取組内容を記載検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、取組み内容を一部修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
31	P60 1- (2) 更生保護事業従事者の顕彰	目標1 再犯防止に関する啓発とどういう関係があるのか分からない。保護司などのやりがいや意欲向上にはつながると思われるが、再犯防止に関する啓発とは趣旨が異なるので位置づけを改めたほうがよい。	更生保護事業従事者の顕彰により、保護司等の更生保護活動に携わる方の意欲向上につながるとともに、再犯防止やその重要性についての市民への啓発につながると考えておりますので、位置づけについては原案通りといたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
32	P61 目標1 再犯防止に関する啓発	「再犯防止に関する啓発」とは、再犯防止の意義を啓発し、市民に理解してもらうことが目標と思われる。したがって、罪を犯さないようにする1- (3) 学校等と連携した非行防止等の取り組みは、趣旨が異なるので位置づけを改めたほうがよい	「1- (3) 学校等と連携した非行防止等の取り組み」は再犯防止に関する啓発の取組の一つとして認識しており、位置づけについては原案通りといたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
33	P62 目標2 再犯防止に向けた各種支援	「令和3年の刑法犯総数に占める再犯者の割合は、全国で 50.0%」とあるが、48.6%の誤りではないか。	P57 の数値(48.6%)は全数であり、全国で50.0%は、P59の法務省矯正局提供データ(20歳以上)をもとにしたものとなっています。 貴重なご意見ありがとうございます。
34	P63 2- (4) 薬物依存を有する人等への支援	依存症問題を抱える家族への支援についても明記を検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、取組み内容を一部修正いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
35	P63 2-(5) 民間協力者等への活動支援	2-(1) 保護司の地域活動に対する支援における取り組みと、2-(3) 就労・住居の確保等を通じた自立支援における「社会復帰に向けた支援を行う「更生保護施設がじゅまる沖縄」へ、負担金を交付します。」は、2-(5)への位置づけが適切と思われる。	再犯防止において、保護司による地域活動は大変重要であると考えているため、「2-(1) 保護司の地域活動に対する支援」を一部修正し、「2-(5) 民間協力者等への活動支援」を統合いたします。 また、「2-(3) 就労・住居の確保等を通じた自立支援」のうち、「更生保護施設がじゅまる沖縄」への負担金の交付については、同施設の大きな役割として、社会復帰に向けた住居の確保と就労支援があることから掲載場所は原案通りといたします。なお、当該取り組みの内容については、表現を変更いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。
36	P64	目標3 情報提供の充実 取り組みが1つしかなく、目標1と3の違いも分からない。取り組みを目標1に統合してはどうか。	市民アンケート調査では、再犯防止の取り組みが進められていることについて「知らなかった」の回答が65.8%で最も多かったことから、情報提供は重要であると考えております。そのため、1つの目標として設定し、取り組んでいくこととしています。 貴重なご意見ありがとうございます。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
37	P65	第6章 計画の推進にあたって 「計画を着実に推進するために、計画の実施状況に関する進捗確認を毎年実施し、必要に応じて取り組みの改善を行うことで、効果的な取り組みの展開を図ります。」とあるので進行管理の公開を重ねてお願いするとともに、有識者や市民団体を入れた会議を行った際には出席者と議事録を公表してもらいたい。	計画の進捗状況および、会議の議事録等については、ホームページ等での公開を予定しています。貴重なご意見ありがとうございます。
38	P82	(2) アンケート結果の概要 計画書の公開とあわせてアンケート結果報告書(調査票含め)も公開してもらいたい。	市民意識調査(アンケート)結果について、ホームページ等での公開を予定しています。貴重なご意見ありがとうございます。
39	PI13 用語の解説	用語の解説を追加してもらいたい 【協力雇用主】 犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用してくださる事業主のこと。	ご意見を踏まえ、次のとおり用語の解説に追加いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。 【協力雇用主】 犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用する事業主のこと。

No	該当箇所	意見概要	ご意見に対する考え方
40	PI13 用語の解説	用語の解説を追加してもらいたい 【更生保護女性会】 犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体。	ご意見を踏まえ、次のとおり用語の解説に追加いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。 【更生保護女性会】 犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体。
41	PI20	用語の解説を追加してもらいたい 【保護司・保護司会】 保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全安心な地域社会づくりのために活動しています。 ・保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア及び団体。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動している。	ご意見を踏まえ、次のとおり用語の解説に追加いたします。 貴重なご意見ありがとうございます。 【保護司・保護司会】 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア及び団体。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動している。